

様式第 1 ( 第 59 条関係 )

運 転 計 画

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 ( 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 )

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 17 及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 59 条第 1 項 ( 第 2 項、第 3 項 ) の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業所	名 称		原子炉	名 称					
	所 在 地			型 式					
	最大出力 kW			熱出力 kW					
項 目	単 位	年 度			年 度			3 年 間 合 計	
		上 期	下 期	計	上 期	下 期	計		
最 大 熱 出 力	10 <sup>3</sup> kW								
平 均 熱 出 力	10 <sup>3</sup> kW								
原 子 炉 運 転 時 間	h								
核 燃 料 物 質 消 費 量	kg								
核 燃 料 物 質	受 入 量	ウ ラ ン の 量	kg						
		ウ ラ ン 2 3 5 の 量	kg						
		プ ル ト ニ ウ ム の 量	kg						
	期 末 在 庫 量 ( 炉 内 挿 入 用 )	ウ ラ ン の 量	kg						
		ウ ラ ン 2 3 5 の 量	kg						
		プ ル ト ニ ウ ム の 量	kg						
	炉 内 挿 入 量	ウ ラ ン の 量	kg						
		ウ ラ ン 2 3 5 の 量	kg						
		プ ル ト ニ ウ ム の 量	kg						
期 末 装 荷 量	ウ ラ ン の 量	kg							
	ウ ラ ン 2 3 5 の 量	kg							
	プ ル ト ニ ウ ム の 量	kg							
	燃 焼 度	MW d/t							

使用計画	炉外取出量	ウ ラ ン の 量	kg										
		ウ ラ ン 2 3 5 の 量	kg										
		プ ル ト ニ ウ ム の 量	kg										
		燃 焼 度	MW d/t										
	期末在庫量 (払出用)	ウ ラ ン の 量	kg										
		ウ ラ ン 2 3 5 の 量	kg										
		プ ル ト ニ ウ ム の 量	kg										
	払出量	ウ ラ ン の 量	kg										
		ウ ラ ン 2 3 5 の 量	kg										
		プ ル ト ニ ウ ム の 量	kg										
発電計画	最 大 電 力	10 <sup>3</sup> kW											
	平 均 電 力	10 <sup>3</sup> kW											
	負 荷 率	%											
	設 備 利 用 率	%											
	発 電 時 間	h											
	発 電 端 電 力 量	10 <sup>6</sup> kWh											
	送 電 端 電 力 量	10 <sup>6</sup> kWh											
	所 内 電 力 量	10 <sup>6</sup> kWh											
	総 合 熱 効 率 ( 発 電 端 )	%											
そ の 他													

備考1 この表は、原子炉ごとに作成すること。

- 2 最大熱出力、平均熱出力、燃焼度、最大電力、平均電力、負荷率、設備利用率及び総合熱効率(発電端)並びに期末在庫量(炉内挿入用)、期末装荷量及び期末在庫量(払出用)のウランの量、ウラン 235 の量及びプルトニウムの量の欄のうち、年度計については上期、下期の値にかかわらず当該年度を通じての値を、3年間合計については各年度の値にかかわらず当該3年間を通じての値を記載すること。
- 3 核燃料物質消費量の欄には、当該期間において核燃料物質が発生した熱量をウラン 235 の消費量に換算して記載すること。
- 4 核燃料物質使用計画の欄には、核燃料物質の受入れ時における濃縮度が異なる場合は、その濃縮度の異なる核燃料物質ごとに区分して記載すること。
- 5 期末在庫量(炉内挿入用)、炉内挿入量及び炉外取出量の欄には、再使用のための核燃料物質とそれ以外のものとを区分として記載すること。
- 6 当該年度において受け入れる核燃料物質については、その種類、供給者が保証する燃焼度並びに供給者の氏名又は名称及びその者の属する国の名称をその他の欄に記載すること。

- 7 当該年度において払い出す使用済燃料については、引取者の氏名又は名称及びその者の属する国の名称をその他の欄に記載すること。
- 8 原子炉の燃料取替え、検査、補修等又は熱交換器、タービン、発電機等の検査、補修等のために発電の機能が減少し、又は停止する場合は、その計画を添付すること。
- 9 原子炉内における燃料の配置替えを行う場合は、その説明書を添付すること。